

春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用
許可に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市の職員等が自動車で通勤する場合で、当該自動車（以下「通勤用自家用自動車」という。）を春日井市の行政財産に駐車するときの行政財産の目的外使用許可の手続きについて、春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）、春日井市財産管理規則（昭和40年春日井市規則第7号）その他の法令の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）第2条に規定する定数内職員
- (2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和22年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職に任用されている職員
- (4) 地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用されている会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定に基づき任用されている臨時的任用職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき任用されている臨時的任用職員
- (5) その他要綱等により任用されている職員
- (6) 春日井市の施設に事務所を置く法人に雇用されている者
- (7) その他の団体等に雇用されている者

2 この要綱において「自動車」とは、次に掲げる車両をいう。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2

条第2項に規定する自動車

(2) 車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車

(使用の申請)

第3条 通勤用自家用自動車を行政財産に駐車しようとする職員等は、行政財産目的外使用許可申請書（第1号様式）により財産管理者（市長又は教育長をいう。以下同じ）に、使用しようとする日の前日までに、提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 財産管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用させることが適当と認めるときは、行政財産目的外使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

2 財産管理者は、行政財産目的外使用の許可をする場合において次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 行政財産を使用する市民等の通行及び駐車等に支障が生じないように配慮すること。

(2) 駐車場所の草取り清掃等の維持管理を行うこと。

(3) 駐車に伴う事故及び損害については、当事者間で処理すること。

(許可の変更)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた職員等（以下「使用者」という。）が許可の内容を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更届（第3号様式）により、財産管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第6条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産の目的外使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可条件を遵守しないとき。

(2) 財産管理者が公益上の見地から、行政財産の使用の許可を取り消す必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第7条 使用者が通勤用自家用自動車で行政財産の目的外使用をした場合において、当該施設、附属設備その他の公有財産をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(本市の免責)

第8条 市は、通勤用自家用自動車が行政財産に与えた事故及び損害について、使用者からの賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用料は、通勤用自家用自動車1台につき、四輪車は原則として月額2,000円、四輪車以外のものは原則として月額1,000円とする。

ただし、駐車場として整備されている施設にあつては、別途加算することができる。

(使用料の減免)

第10条 使用料の減免を受けようとする職員等は、行政財産目的外使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の納入時期)

第11条 使用者は、使用料を使用期間が開始する月の末日までに納入するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第10条の規定は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に

係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許

可に関する取扱要綱の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（春日井市教育委員会教育長）

申請者 所属

（要綱第2条第1項第6号又は第7号に該当する場合にあっては住所）

氏名

次のとおり行政財産の使用を許可してください。

1 使用しようとする行政財産	施設名 土地の所在地 春日井市 町 番
2 使用の目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 使用方法	
5 使用車両	<input type="checkbox"/> 四輪車（ ） <input type="checkbox"/> 四輪車以外（ ）
6 備考	

第2号様式（第4条関係）

その1

<p>行政財産目的外使用許可書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>申請者 様</p>	
<p>春日井市長 印</p>	
<p>年 月 日付けの申請については、次のとおり許可します。</p>	
1 使用する 行政財産	施設名 土地の所在地 春日井市 町 番
2 使用の目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 許可車両	
5 使用料	
6 許可条件	
7 備考	

第2号様式（第4条関係）

その2

行政財産目的外使用許可書	
申請者 様	
第 年 月 日	
春日井市教育委員会教育長 印	
年 月 日付けの申請については、次のとおり許可します。	
1 使用する行政財産	施設名 土地の所在地 春日井市 町 番
2 使用の目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 許可車両	
5 許可条件	
6 備考	
第 年 月 日	
上記許可に係る使用料を、次のとおり決定します。	
春日井市長 印	
使用料	

第3号様式（第5条関係）

行政財産目的外使用許可変更届

年 月 日

（宛先）春日井市長

（春日井市教育委員会教育長）

申請者 所属

（要綱第2条第1項第6号又は第7号に該当する場合にあっては住所）

氏名

年 月 日付け第 号の行政財産目的外使用許可について、次の
とおり変更の届け出をします。

変更理由	
変更内容 （変更前）	
変更内容 （変更後）	
備 考	

第4号様式（第10条関係）

行政財産目的外使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

（春日井市教育委員会教育長）

申請者 所属

（要綱第2条第1項第6号又は第7号に該当する場合にあっては住所）

氏名

次の、行政財産目的外使用について、「春日井市職員等の通勤用自家用自動車に係る行政財産目的外使用許可に関する取扱要綱」第10条の規定により、使用料の減免をしていただきますよう申請します。

1 使用しようとする行政財産	施設名 土地の所在地 春日井市 町 番
2 使用の目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 使用車両	
5 備考	